

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第60号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 次に、日程第1、議案第60号 旧十和田分館解体工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） おはようございます。

議案第60号 旧十和田分館解体工事の請負契約の締結についての報告書。

議案の要旨。

旧十和田分館解体工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案可決の理由。

本議案は、落札率が99.9%と非常に高い数値であったことから、積算方法や入札方法等について、委員会において審議した結果、適正なものと判断し、請負契約の締結は妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第61号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第62号 令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第63号 令和7年度小坂町水道事業会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、採決

○議長(目時重雄君) 日程第5、議案第64号 小坂町教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第64号 小坂町教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

当町の教育委員会の委員は、令和3年4月1日から1名の欠員状況が続いており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項にあります委員のうちに保護者である者が

含まれるようにしなければならないという規定も満たしておりませんでした。

この状況を早期に解消いたしたく、議案にありますとおり、柴田祥恵さんを委員の適任者と考え、同法第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

柴田祥恵さんは、小坂町生涯学習奨励員や秋田県地域外国人相談員として活躍されており、小坂中学校の保護者として学校の活動にも積極的に参加し、その活動は高く評価され、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は令和7年7月1日から令和11年6月30日となります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この議案の採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第64号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第64号は、無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は9人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には9番、熊谷聰君、1番、船水隆一君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、9番、熊谷聰君、1番、船水隆一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち賛成9票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第65号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第65号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、追加交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行う学校給食食材料費高騰対策事業補助金や、保育施設及びタクシー事業者に対するエネルギー価格及び物価高騰対策支援に係る経費を措置いたしました。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ446万2,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を46億985万4,000円にするものであります。

補正財源は、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせていただきますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細について説明をいたします。

ただいま町長が提案理由で述べましたように、今回の補正は国の重点支援地方交付金を活用して実施する、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者への支援策について予算措置したものであります。

補正予算書5ページをご覧ください。

歳出から説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、18節タクシー事業者エネルギー価格高騰対策事業補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けているタクシー事業者の負担を軽減するた

めの支援として、車両保有台数に応じて補助することとして17万円を計上します。

財源内訳欄の国県支出金17万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費、18節保育所等物価高騰対策事業補助金は、物価高騰の影響を受けている私立保育施設の負担を軽減するための支援として、食材料費に対し対象児童数に応じて補助することとして40万1,000円を計上します。

財源内訳欄、国県支出金40万1,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

タクシー事業及び保育施設は、いずれも町内からなくすことのできない事業者でありますので、このたびのような国からの臨時交付金が交付される機会等を捉えまして、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

続いて、10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費、18節学校給食食材料費高騰対策事業補助金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯への支援として、小中学生の保護者の負担を軽減するため、学校給食費の8月から1月まで徴収する自己負担分を補助することとして、389万1,000円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金350万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

続いて、歳入を説明いたします。

上のページ、4ページをご覧ください。

今回の補正予算において不足する一般財源は、19款1項1目繰越金に39万1,000円を計上して収支の調整を図っております。

以上で、詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、陳情第5号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 陳情第5号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。

陳情の趣旨。

2026年度政府予算編成において、教職員定数改善や義務教育費国庫負担割合引き上げを実現するよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、カリキュラム・オーバーロード、教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられました。中学校においては26年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、豊かな学びを保障する財

源は、本来国が負担すべきものと考えます。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、意見書案第3号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第5号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち

に採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、陳情第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書。

陳情の趣旨。

地方財政の充実・強化のために、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、

職場における疲弊感は日々深刻化しています。

このことから、2026年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現することが必要です。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第6号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、報告第8号 議員派遣の件の報告についてを議題といたします。

この件につきましては、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣したので、これを報告いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件の報告についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議員派遣の件の報告については終結いたします。

◎決定第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、決定第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することとなっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第13、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第4回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時39分